

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会生活支援体制整備事業における日常生活圏域協議体設置要綱

(設置)

第1条 地域における高齢者等の日常生活上の支援体制の充実及び強化を図るため、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会生活支援体制整備事業運営要綱第4条に規定する日常生活圏域の協議体（以下「協議体」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議体の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域のニーズの把握に関すること。
- (2) 情報の可視化の推進に関すること。
- (3) 企画、立案及び方針の協議に関すること。
- (4) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
- (5) 資源開発に関すること。
- (6) その他必要と認められる事項。

(組織)

第3条 協議体は、当該地域における次に掲げる者（以下「委員」という。）20名以内をもって組織する。

- (1) 地縁組織関係者
- (2) 生活支援コーディネーター
- (3) 真岡市地域包括支援センターの職員
- (4) 医療、保健、福祉関係者
- (5) 行政機関担当者
- (6) その他必要と認められる者

2 委員は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議体に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、協議体を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議体の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 協議体の会議の議長は、委員長とする。

3 協議体の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、協議体において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議体の庶務は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会に

において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。